

## 一般財団法人 神戸農政公社 ガバナンス・コード

一般財団法人神戸農政公社（以下「公社」という。）は、一般財団法人としてのガバナンスが重要となっている現状に鑑み、以下のガバナンス・コードを策定し、役職員がこれを遵守することにより、公社の使命と目的を達成するための事業の実施と法人の持続的・効果的な運営を図るものとする。

### 1 公社の使命と目的

公社は、神戸市域の農漁業の振興および里山・農村地域の活性化に資する事業を実施することにより、神戸市民（以下「市民」という。）の福祉の向上と神戸市域の農漁業および里山・農村地域の発展に寄与することを使命とし、目的とする。

具体的には、神戸市からのミッションに基づいて策定する「経営改革プラン」や「神戸農政公社経営計画」に沿って事業を実施する。

### 2 誠実性・社会への理解促進

公社の役職員は、市民をはじめとする関係者（ステークホルダー）が公社に寄せる信認と信頼が重要であることを常に認識し、日頃の行動は誠実性をもって行い、個人の利益となることは行わず、利益相反となる取引については、法令並びに内部規範に則り対応する。

また、公社は、法令等に従って情報を公開するのみならず、自らが実施している事業について積極的に市民等に対して情報を公開し、社会一般からの理解を得よう努力するとともに、市民等の参加と協議を仰ぎ、市民社会における一員として活動する。

### 3 公社の評議員会・理事会の権限（役割）と運営

公社の評議員会・理事会の権限（役割）と運営は、法令及び定款に定められているが、公社は、その意義について明確に意識するとともに、その定めに従った形式を踏む。なお、評議員会・理事会の権限は次のとおりであり、各機関においては、公社の使命と目的を達成するための議論を行い運営する。

（権限）

評議員会	理事会
(1) 理事及び監事並びに評議員の選任及び解任	(1) この法人の業務執行の決定
(2) 理事及び監事の報酬等の額	(2) 理事の職務の執行の監督
(3) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認	(3) 理事長、副理事長、専務理事、常務理事の選定及び解職
(4) 定款の変更	
(5) 残余財産の処分	
(6) 基本財産の処分又は除外承認	
(7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項	

#### 4 会社の業務執行及び運営

会社の業務執行は、理事会の決定・監督のもとに代表理事と業務執行理事により行う。

代表理事と業務執行理事は、これに加えて、自らを含む公社経営会議や事業部会議等の場で活発な議論や点検を行い、外部の弁護士や公認会計士等を含めたガバナンス推進本部の意見等を踏まえて業務執行を行う。

役職員は、会社の保有する専門性や財産を活用して、代表理事と業務執行理事のリーダーシップの下、一丸となって事業を推進する。また、各事業の実施に当たり、関連する法令や会社諸規程等を遵守し、それぞれの役割と責任を果たす。

理事会は、各事業の実施状況等について報告を受けるとともに、外部的視点からの監査監督を十分に行い議論し、今後の会社の業務執行についての決定を行う。

#### 5 情報公開・説明責任・透明性

会社は、運営上の規律の遵守を確保し、義務や責任を果たしていることの証として、ホームページへの掲載や記者への資料提供を通じて、会社の事業活動について積極的な情報発信を行い、情報公開に努める。

また、風通しの良い職場風土・職場環境を確保するため、会社の事業活動について、定期的に職員への説明と職員からの意見聴取を行う。

#### 6 リスク管理・個人情報の保護

会社は、事業の実施に伴うリスクの範囲が広がり、また先鋭化している現状と、自らとステークホルダーを守るためには当該リスクへの対応がより重要となっていることを認識し、各事業部において自主監査やリスク管理シートによるセルフチェック等を実施するだけでなく、各事業部を横断する取り組みとしてガバナンス推進本部改善チームで議論し、その報告を受けたガバナンス推進本部から助言等を受けることにより、これに対応する。

また、個人情報の保護については、細心の注意と対策が必要であることを認識し、顧客情報を取り扱う情報処理システムサーバーや電子・紙媒体のデータ等について、組織としての管理を徹底する。

#### 7 コンプライアンス・公益通報者保護

会社は、法令や定款等の遵守を徹底するとともに、社会的要請に適切していく。

また、これを担保するため、各職員が不利益を被ることなく他の役職員のコンプライアンス違反等を内部通報できるよう、風通しの良い職場風土・職場環境を確保するとともに、内部通報制度に基づき設置する通報・相談窓口が効果的に運用できるよう周知を図り運用していく。

(付則)

1. 本ガバナンス・コードの決定・変更は理事会の決議をもって行う。
2. 本ガバナンス・コードは 令和5年4月1日より運用する。